

# 病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の制定について

## <パブリックコメントの実施>

平成24年8月27日～9月25日でパブリックコメントを実施したところ、県民から意見の提出はなかった。

## <今後のスケジュール>

平成24年	10月下旬	法令審査委員会・幹事会
	12月	議会に上程
平成25年	4月1日	条例施行

## <以下参考>

### 1 基準条例制定の経緯

国は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法、第2次一括法）を制定した。

これにより、現在、省令で規定されている病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を、都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む）の条例で定めることとなった。

### 2 条例化する基準の概要（医務課関係）

根拠法	基準の概要	基準省令
医療法	専属薬剤師の設置基準	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第五十号）
	病院、療養病床を有する診療所の従業者員数の基準	
	病院、療養病床を有する診療所の施設基準	
	既存病床数、申請病床数の補正	

### 3 基準の類型

省令で定める基準は、病院及び診療所における人員配置、施設等に関する基準を定めたもので、次の2つの類型に区分される。

- ・従うべき基準：条例の内容を直接拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 4 県が定める基準の考え方

次の理由から、省令の基準を用いて、本県の基準とする。

- ・従うべき人員配置等に係る基準は、病院等が備えるべき最低基準を定めたものであり、一律の上乗せ基準等を設けることは、不必要な経営の圧迫と人員配置を強いることとなる可能性があること。
- ・参酌すべき施設基準等については、さらに充実した整備を行うかは、各施設ごとの実状や経営・運営方針により異なることから、各施設の判断に委ねるべきであること。

1 骨子案

(病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第五十号)
------	----------------------------

福祉保健部医務課

【病院、診療所】 従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	病院、診療所の人員及び施設等に関する基準	県の考え方
従	既存の病床数の補正 (第2条の2)	本県の実情に、省令の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
従	専属薬剤師設置基準 (第6条の6)	
従	病院の従業者員数の基準 (第19条第2項) ・薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士	
参	病院の従業者員数の基準 (第19条第3項) ・診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等	
参	病院の施設基準 (第21条) ・消毒施設及び洗濯施設 (業務委託する場合を除く) ・談話室、食堂、浴室 (療養病床を有する病院)	
従	療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準 (第21条の2第2項) ・看護師及び准看護師、看護補助者	
参	療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準 (第21条の2第3項) ・事務員等	
参	療養病床を有する診療所の施設基準 (第21条の4) ・談話室、食堂、浴室	
従	既存病床数及び申請病床数の補正 (第30条の33)	
	【経過措置等】 精神病床を有する病院の従業者の員数 (附則第20条) 療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室 (附則第22条) 療養病床を有する診療所の従業者の員数 (附則第23条) 療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室 (附則第24条) 既存の病床数の補正等 (附則第48条) 転換病床を有する病院の従業者の員数 (附則第52条) 療養病床を有する病院の従業者の員数 (附則第53条) 療養病床を有する診療所の従業者の員数 (附則第54、55条)	